

電話サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新																
目次 第1章 ～ (略) 第14章 別記 1 ～ (略) 24 <u>24の2 適格請求書の発行</u> 25 支払証明書の発行 26 ～ (略) 36 料金表 通則 第1表 ～ (略) 第6表 第7表 附帯サービスに関する料金等 第1 料金明細内訳書の <u>送付手数料</u> 第2 証明手数料 <u>第2の2 適格請求書の発行手数料</u> 第3 支払証明書の発行手数料	目次 第1章 ～ (略) 第14章 別記 1 ～ (略) 24 25 支払証明書の発行 26 ～ (略) 36 料金表 通則 第1表 ～ (略) 第6表 第7表 附帯サービスに関する料金等 第1 料金明細内訳書の <u>発行に関する手数料</u> 第2 証明手数料 第3 支払証明書の発行手数料																
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。	(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。																
<table><tr><th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr><tr><td>1 ～ (略) 30</td><td>(略)</td></tr><tr><td>30の2 都道府県の区域</td><td>日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項に定める都道府県の区域</td></tr><tr><td>31 消費税相当額</td><td>(略)</td></tr></table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 30	(略)	30の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項に定める都道府県の区域	31 消費税相当額	(略)	<table><tr><th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr><tr><td>1 ～ (略) 30</td><td>(略)</td></tr><tr><td>30の2 都道府県の区域</td><td>日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第5項に定める都道府県の区域</td></tr><tr><td>31 消費税相当額</td><td>(略)</td></tr></table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 30	(略)	30の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第5項に定める都道府県の区域	31 消費税相当額	(略)
用 語	用 語 の 意 味																
1 ～ (略) 30	(略)																
30の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項に定める都道府県の区域																
31 消費税相当額	(略)																
用 語	用 語 の 意 味																
1 ～ (略) 30	(略)																
30の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第5項に定める都道府県の区域																
31 消費税相当額	(略)																

新旧対照

旧	新
(利用停止) 第59条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その電話サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった電話サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その電話サービスの利用を停止することがあります。 (1) (略) (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の電話サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第83条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。) (3) 第91条（利用に係る契約者の義務）又は第91条の2（利用上の制限）の規定に違反したと当社が認めたとき。 (4) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。 (5) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、別記30及び31に規定する技術基準及び技術的条件に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。 (6) 前5号のほか、この約款の規定に反する行為であって電話サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。	(利用停止) 第59条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その電話サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった電話サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その電話サービスの利用を停止することがあります。 (1) (略) (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の電話サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第83条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。) (3) <u>契約者がその電話サービスに係る料金その他の債務について、当社が別に定める請求方法を利用している場合であって、同一の請求方法を選択した当社の他の電気通信サービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第83条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。)</u> (4) 第91条（利用に係る契約者の義務）又は第91条の2（利用上の制限）の規定に違反したと当社が認めたとき。 (5) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。 (6) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、別記30及び31に規定する技術基準及び技術的条件に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。 (7) <u>前6号</u>のほか、この約款の規定に反する行為であって電話サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

新旧対照

旧	新
2 当社は、前項の規定により電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。 ただし、本条第1項第3号により、電話サービスの利用停止を行うとき（第91条第1項第3号又は第91条の2の規定の違反により、電話サービスの利用停止を行うときに限ります。）であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 3 （略） 4 （略）	2 当社は、前項の規定により電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。 ただし、本条第1項第4号により、電話サービスの利用停止を行うとき（第91条第1項第3号又は第91条の2の規定の違反により、電話サービスの利用停止を行うときに限ります。）であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 3 （略） 4 （略） <u>（注）本条第1項第3号に規定する当社が別に定める請求方法は、別記20の3に定める料金等の一括請求の取扱いとします。</u>
（延滞利息） 第80条 契約者又は公衆電話の利用者は、料金その他の債務（保証金及び延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、法定利率の割合（契約者又は公衆電話の利用者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。 <u>（注1）第83条の2（債権の譲渡）に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします</u> <u>（注2）</u> 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。	（延滞利息） 第80条 契約者又は公衆電話の利用者は、料金その他の債務（保証金及び延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、法定利率の割合（契約者又は公衆電話の利用者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。 <u>（注）</u> 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

新旧対照

旧	新
(責任の制限) 第87条 当社は、電話サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社又はその協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、その電話サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。 2 前項の場合において、当社は、電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り、）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。 (1) 料金表第1表第1（基本料金）に規定する基本料金 (2) 料金表第1表第2（通話料金）に規定する通話料金（第3号に規定する料金を除きます。）（電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（<u>1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。</u>以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均の通話料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。） (3) (略) 3 (略) 4 (略) (注1) (略) (注2) (略)	(責任の制限) 第87条 当社は、電話サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社又はその協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、その電話サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。 2 前項の場合において、当社は、電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り、）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。 (1) 料金表第1表第1（基本料金）に規定する基本料金 (2) 料金表第1表第2（通話料金）に規定する通話料金（第3号に規定する料金を除きます。）（電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（<u>1の暦月の初日から末日までの間をいいます。</u>以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均の通話料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。） (3) (略) 3 (略) 4 (略) (注1) (略) (注2) (略)

新旧対照

旧	新
別記 1 ～ (略) 20 20の2 電子媒体による請求額情報の通知 (1) 当社は、<u>契約者（緊急通報用電話契約者を除きます。）から請求があったときは、次の場合を除いて、その電話サービスの料金等の請求額情報（その契約者に係る料金等の請求額及びその内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求額情報蓄積装置（請求額情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報等を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。</u> <u>ア その請求のあった電話サービスの契約に係る料金等の支払方法が、当社が別に定める方法によるものでないとき。</u> <u>イ その請求のあった電話サービスの契約に係る料金等が、他の電話サービス若しくは総合デジタル通信サービスの契約に係る料金等又は協定事業者が提供する電気通信サービスに係る料金等（当社が別に定めるものに限ります。）と一括して請求されているとき。</u> <u>ウ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</u> (2) 当社は、(1)に規定する請求額情報蓄積装置に、その契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。 (3) 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている電話サービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、電話番号が変更となるとき又は(1)の各号のいずれかに該当することとなったときは、この取扱いを廃止します。	別記 1 ～ (略) 20 20の2 電子媒体による請求額情報の通知 (1) 当社は、その電話サービスの料金等の請求額情報（その契約者に係る料金等の請求額及びその内訳をいいます。以下同じとします。）<u>について、請求額情報蓄積装置（請求額情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより請求額情報等を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）します。</u> (2) 当社は、(1)に規定する請求額情報蓄積装置に、その契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。 (3) 契約者は、当社が契約者に付与した契約者ID（契約者を特定するために、当社が定める任意の英字及び数字等の組み合わせをいいます。）及び契約者が設定したパスワードについて、<u>善良な管理者の注意をもって保管していただきます。</u> (4) <u>請求額情報蓄積装置に登録された請求額情報を確認するために必要な、インターネット接続環境は契約者が自ら用意し、その接続に必要な費用は契約者に負担していただきます。</u>

新旧対照

旧	新
20の3 料金等の一括請求 (1) 当社は、加入電話契約者から請求があったときは、次の場合に限り、その電話サービスに係る料金等について、加入電話契約者が指定する他の電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約に係る料金等と一括して請求する取扱い（以下「料金等の一括請求」といいます。）を行います。 ア その請求のあった加入電話契約者が、料金等の一括請求を受ける回線群を構成する他の契約者回線又は総合デジタル通信サービスの契約者回線の契約者と同じの者（相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者を含みます。）であるとき。 イ <u>その請求のあった加入電話契約が、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けるものでないとき。</u> ウ <u>その請求のあった加入電話契約が、当社が別に定めるものであるとき。</u> エ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。 (2) 当社は、料金等の一括請求を受けている電話サービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、(1)の各号のいずれかに該当することとなったときは、この取扱いを廃止します。 20の4 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い (略) 21 料金明細内訳書の送付等 (1) 当社は、通話の料金明細内訳を記録している加入電話について、契約者から請求があったときは、<u>別に定めるところにより通話料金明細内訳書を送付します。</u> (2) (略) (3) (略) (4) 当社は、前3項の規定によるほか、<u>別記20の2（電子媒体による請求額情報の通知）の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを行うときは、その契約者回線に係る通話の料金明細内訳を、当社が別に定めるところにより、料金明細蓄積装置（通話の料金明細内訳情報を蓄積する装置をいいます。）に登録した電子データにより通知する取扱いを行います。</u> 22 ～ (略) 24	20の3 料金等の一括請求 (1) 当社は、加入電話契約者から請求があったときは、次の場合に限り、その電話サービスに係る料金等について、加入電話契約者が指定する他の電話サービス又は当社の電気通信サービス等の契約に係る料金等と一括して請求する取扱い（以下「料金等の一括請求」といいます。）を行います。 ア その請求のあった加入電話契約者が、料金等の一括請求を受ける回線群を構成する他の契約者回線又は当社の電気通信サービスの契約者回線の契約者と同じの者（相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者を含みます。）であるとき。 イ <u>その請求のあった加入電話契約者が、加入電話の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。</u> ウ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。 (2) 当社は、料金等の一括請求を受けている電話サービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、(1)の各号のいずれにも該当しなくなったときは、この取扱いを廃止します。 <u>ただし、料金等の一括請求を受ける回線群を構成する他の契約者回線又は当社の電気通信サービス等の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っている場合は、この限りでありません。</u> 20の4 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い (略) 21 料金明細内訳書の送付等 (1) 当社は、通話の料金明細内訳を記録している加入電話について、契約者から請求があったときは、通話料金明細内訳書を送付します。 (2) (略) (3) (略) (4) 当社は、前3項の規定によるほか、その契約者回線に係る通話の料金明細内訳を、料金明細蓄積装置（通話の料金明細内訳情報を蓄積する装置をいいます。）に登録した電子データにより通知する取扱いを行います。<u>この場合の電子データの利用条件については、別記20の2（電子媒体による請求額情報の通知）に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いに準じます。</u> 22 ～ (略) 24

旧	新
24の2 適格請求書の発行 (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、その電話サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。 (2) 契約者等は、(1)の請求をし、その適格請求書の発行を受けたときは、料金表第7表第2の2（適格請求書の発行手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。 (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。	25 支払証明書の発行 (1) （略） (2) （略） (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。 (4) 当社は、前3項の規定によるほか、その契約者回線に係る支払証明書を、請求額情報蓄積装置に登録した電子データにより通知する取扱いを行います。この場合の電子データの利用条件については、別記20の2（電子媒体による請求額情報の通知）に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いに準じます。
26 ～ （略） 36	26 ～ （略） 36

26
～ (略)
36

新旧対照

旧

料金表

通則（略）

第1表
～（略）

第6表

第7表 付帯サービスに関する料金等

第1 料金明細内訳書の送付手数料

1 契約者回線について送付1回ごとに

料金明細内訳書の枚数	手 数 料 の 額
9枚まで	100円(税込価格 110円)
50枚まで	240円(税込価格 264円)
100枚まで	710円(税込価格 781円)
800枚まで	1,070円(税込価格 1,177円)

新

料金表

通則（略）

第1表
～（略）

第6表

第7表 付帯サービスに関する料金等

第1 料金明細内訳書の発行に関する手数料

1 適用

区 分	内 容	
料金明細内訳書の発行に関する手数料の適用	ア 料金明細内訳書の発行に関する手数料は、発行の都度、次表に定める発行手数料及び送付手数料を合計して適用します。	
	区 分	発行手数料等の適用
	(1) 発行手数料	料金明細内訳書の発行を要する場合に適用します。
	(2) 送付手数料	料金明細内訳書を郵送する場合に適用します。
	イ 料金明細内訳書には、国内通話に係るもの、国際通話に係るもの、フリーアクセス通話に係るもの及び当社が別に定める通話に係るものがあり、発行するそれぞれの通話の区別ごとに発行手数料を適用します。	

2 料金額

区 分	単 位	手 数 料 の 額
(1) 発行手数料	通話の区別ごとに	100円 (税込価格 110円)
(2) 送付手数料	送付1回ごとに	100円 (税込価格 110円)

新旧対照

旧	新
第2 証明手数料 (略) 第2の2 適格請求書の発行手数料 1 請求ごとに 400円(税込価格 440円) (注) 適格請求書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料その他経費(実費)が必要な場合があります。 第3 支払証明書の発行手数料 (略)	第2 証明手数料 (略) 第3 支払証明書の発行手数料 (略)
	附 則(令和8年8月25日東経営第000200000919号) (実施期日) 1 この改正規定は、令和8年9月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについて、この改正規定実施後に契約者等から適格請求書の発行の請求があった場合の適格請求書の発行及び発行手数料の取扱いについては、なお従前のとおりとします。 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 4 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本改正を実施しないことがあります。その場合、当社はそのことを当社が別に定める方法によりお知らせします。

専用サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新																
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。 <table><tr><th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr><tr><td>1 ～ (略) 26</td><td>(略)</td></tr><tr><td>26の2 都道府県の区域</td><td>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域</td></tr><tr><td>27 消費税相当額</td><td>(略)</td></tr></table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 26	(略)	26の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域	27 消費税相当額	(略)	(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。 <table><tr><th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr><tr><td>1 ～ (略) 26</td><td>(略)</td></tr><tr><td>26の2 都道府県の区域</td><td>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に定める都道府県の区域</td></tr><tr><td>27 消費税相当額</td><td>(略)</td></tr></table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 26	(略)	26の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に定める都道府県の区域	27 消費税相当額	(略)
用 語	用 語 の 意 味																
1 ～ (略) 26	(略)																
26の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域																
27 消費税相当額	(略)																
用 語	用 語 の 意 味																
1 ～ (略) 26	(略)																
26の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に定める都道府県の区域																
27 消費税相当額	(略)																
(延滞利息) 第83条 専用契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、法定利率の割合（専用契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内（当社が別に定める場合は、支払期日の翌日から起算して15日以内とします。）に支払いがあった場合は、この限りではありません。 （注1）本条に規定する年当たりの割合は、当社が別に定める場合<u>に限り</u>、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。 （注2）（略）	(延滞利息) 第83条 専用契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、法定利率の割合（専用契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内（当社が別に定める場合は、支払期日の翌日から起算して15日以内とします。）に支払いがあった場合は、この限りではありません。 （注1）本条に規定する年当たりの割合は、当社が別に定める場合<u>を除き</u>、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。 （注2）（略）																
12の2 適格請求書の発行 (1) 当社は、専用契約者等から請求があったときは、その専用サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。 <u>ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。</u> (2) (略) (3) (略)	12の2 適格請求書の発行 (1) 当社は、専用契約者等から請求があったときは、その専用サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。 (2) (略) (3) (略)																

新旧対照

旧	新
	附 則（令和８年８月25日東経営第000200000919号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和８年９月１日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについて、この改正規定実施後に契約者等から適格請求書の発行の請求があった場合の適格請求書の発行及び発行手数料の取扱いについては、なお従前のとおりとします。 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 4 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本改正を実施しないことがあります。その場合、当社はそのことを当社が別に定める方法によりお知らせします。

総合デジタル通信サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新																
目次 第1章 ～（略） 第14章 別記 1 ～（略） 14 <u>14の2 適格請求書の発行</u> 15 ～（略） 24 料金表 通則 第1表 ～（略） 第3表 第4表 附帯サービスに関する料金 第1 料金明細内訳書の <u>送付手数料</u> <u>第1の2 適格請求書の発行手数料</u> 第2 支払証明書の発行手数料	目次 第1章 ～（略） 第14章 別記 1 ～（略） 14 15 ～（略） 24 料金表 通則 第1表 ～（略） 第3表 第4表 附帯サービスに関する料金 第1 料金明細内訳書の <u>発行に関する手数料</u> 第2 支払証明書の発行手数料																
（用語の定義） 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	（用語の定義） 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。																
<table><tr><th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr><tr><td>1 ～（略） 26</td><td>（略）</td></tr><tr><td>26の2 都道府県の区域</td><td>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域</td></tr><tr><td>27 消費税相当額</td><td>（略）</td></tr></table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～（略） 26	（略）	26の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域	27 消費税相当額	（略）	<table><tr><th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr><tr><td>1 ～（略） 26</td><td>（略）</td></tr><tr><td>26の2 都道府県の区域</td><td>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に定める都道府県の区域</td></tr><tr><td>27 消費税相当額</td><td>（略）</td></tr></table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～（略） 26	（略）	26の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に定める都道府県の区域	27 消費税相当額	（略）
用 語	用 語 の 意 味																
1 ～（略） 26	（略）																
26の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域																
27 消費税相当額	（略）																
用 語	用 語 の 意 味																
1 ～（略） 26	（略）																
26の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に定める都道府県の区域																
27 消費税相当額	（略）																

新旧対照

旧	新
(利用停止) 第43条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その総合デジタル通信サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった総合デジタル通信サービスに係る料金、工事に係る費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その総合デジタル通信サービスの利用を停止することがあります。 (1) (略) (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の総合デジタル通信サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第61条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。 (3) 第69条（利用に係る契約者の義務）又は第69条の2（利用上の制限）の規定に違反したと当社が認めたとき。 (4) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。 (5) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号。以下「技術基準」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。 (6) 前5号のほか、この約款の規定に反する行為であって総合デジタル通信サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。	(利用停止) 第43条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その総合デジタル通信サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった総合デジタル通信サービスに係る料金、工事に係る費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その総合デジタル通信サービスの利用を停止することがあります。 (1) (略) (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の総合デジタル通信サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第61条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。 (3) <u>契約者がその総合デジタル通信網サービスに係る料金その他の債務について、当社が別に定める請求方法を利用している場合であって、同一の請求方法を選択した当社の他の電気通信サービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第61条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。</u> (4) 第69条（利用に係る契約者の義務）又は第69条の2（利用上の制限）の規定に違反したと当社が認めたとき。 (5) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。 (6) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号。以下「技術基準」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。 (7) <u>前6号</u>のほか、この約款の規定に反する行為であって総合デジタル通信サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

新旧対照

旧	新
2 当社は、前項の規定により総合デジタル通信サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。 ただし、本条第1項第3号により、総合デジタル通信サービスの利用停止を行うとき（第69条第1項第3号又は第69条の2の規定の違反により、総合デジタル通信サービスの利用停止を行うときに限ります。）であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 3 ～ （略） 5	2 当社は、前項の規定により総合デジタル通信サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。 ただし、本条第1項第4号により、総合デジタル通信サービスの利用停止を行うとき（第69条第1項第3号又は第69条の2の規定の違反により、総合デジタル通信サービスの利用停止を行うときに限ります。）であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 3 ～ （略） 5 <u>（注）本条第1項第3号に規定する当社が別に定める請求方法は、別記11の3に定める料金等の一括請求の取扱いとします。</u>
（延滞利息） 第58条 契約者又はデジタル公衆電話の利用者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、法定利率の割合（契約者又はデジタル公衆電話の利用者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。 <u>（注1）第61条の2（債権の譲渡）の規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。</u> <u>（注2）</u> 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。	（延滞利息） 第58条 契約者又はデジタル公衆電話の利用者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、法定利率の割合（契約者又はデジタル公衆電話の利用者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。 <u>（注）</u> 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

新旧対照

旧	新
(責任の制限) 第65条 当社は、総合デジタル通信サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）、その総合デジタル通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。 2 前項の場合において、当社は、総合デジタル通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその総合デジタル通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。 (1) 料金表第1表第1（基本料金）に規定する料金 (2) 料金表第1表第2（通信料金）に規定する料金（第3号に規定する料金を除きます。）（総合デジタル通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（<u>1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。</u>以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均通信料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。） (3) (略) 3 (略) 4 (略) (注1) (略) (注2) (略)	(責任の制限) 第65条 当社は、総合デジタル通信サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、<u>当社又はその協定事業者</u>の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）、その総合デジタル通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。 2 前項の場合において、当社は、総合デジタル通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその総合デジタル通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。 (1) 料金表第1表第1（基本料金）に規定する料金 (2) 料金表第1表第2（通信料金）に規定する料金（第3号に規定する料金を除きます。）（総合デジタル通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（<u>1の暦月の初日から末日までの間をいいます。</u>以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均通信料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。） (3) (略) 3 (略) 4 (略) (注1) (略) (注2) (略)

新旧対照

旧	新
別記 1 ～ （略） 11 11の2 電子媒体による請求額情報の通知 (1) 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、その総合デジタル通信サービスの料金等の請求額情報（その契約者に係る料金等の請求額及びその内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求額情報蓄積装置（請求額情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報等を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。 ア その請求のあった総合デジタル通信サービスの契約に係る料金等の支払方法が、当社が別に定める方法によるものでないとき。 イ その請求のあった総合デジタル通信サービスの契約に係る料金等が、他の電話サービス若しくは総合デジタル通信サービスの契約に係る料金等又は協定事業者が提供する電気通信サービスに係る料金等（当社が別に定めるものに限りません。）と一括して請求されているとき。 ウ 24B利用の第2種契約に係る料金であるとき。 ただし、24B利用の第2種契約に係る料金等が、電子媒体による請求額情報の取扱いを受けている他の電話サービス若しくは総合デジタル通信サービスの契約に係る料金等と一括して請求されるときはこの限りではありません。 エ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 (2) 当社は、(1)に規定する請求額情報蓄積装置に、その契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。 (3) 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている総合デジタル通信サービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、契約者回線番号が変更となるとき又は(1)の各号のいずれかに該当することとなったときは、この取扱いを廃止します。	別記 1 ～ （略） 11 11の2 電子媒体による請求額情報の通知 (1) 当社は、その総合デジタル通信サービスの料金等の請求額情報（その契約者に係る料金等の請求額及びその内訳をいいます。以下同じとします。）について、別に定めるものを除き請求額情報蓄積装置（請求額情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより請求額情報等を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）します。 (2) 当社は、(1)に規定する請求額情報蓄積装置に、その契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。 (3) 契約者は、当社が契約者に付与した契約者ID（契約者を特定するために、当社が定める任意の英字及び数字等の組み合わせをいいます。）及び契約者が設定したパスワードについて、善良な管理者の注意をもって保管していただきます。 (4) 請求額情報蓄積装置に登録された請求額情報を確認するために必要な、インターネット接続環境は契約者が自ら用意し、その接続に必要な費用は契約者に負担していただきます。

新旧対照

旧	新
11の3 料金等の一括請求 (1) 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合に限り、その総合デジタル通信サービスに係る料金等について、契約者が指定する他の<u>電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約に係る料金等</u>と一括して請求する取扱い（以下「料金等の一括請求」といいます。）を行います。 ア その請求のあった総合デジタル通信サービスの契約者が、料金等の一括請求を受ける回線群を構成する他の契約者回線又は<u>電話サービスの契約者回線の契約者</u>と同一の者（相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者を含みます。）であるとき。 イ その請求のあった総合デジタル通信サービスの契約が、電子媒体による<u>請求額情報の通知の取扱いを受けるものでないとき。</u> ウ その請求のあった総合デジタル通信サービスの契約が、当社が別に定めるものであるとき。 エ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。 (2) 当社は、料金等の一括請求を受けている総合デジタル通信サービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、(1)の各号のいずれかに該当することとなったときは、この取扱いを廃止します。 11の4 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い （略） 12 料金明細内訳書の送付等 (1) 当社は、当社が指定する総合デジタル通信サービス取扱所の取扱所交換設備に収容されている契約者回線に係る通信の料金明細内訳を記録している契約者回線について、契約者から請求があったときは、<u>別に定めるところにより、通信料金明細内訳書を送付します。</u> (2) （略） (3) （略） (4) 当社は、前3項の規定によるほか、<u>別記11の2（電子媒体による請求額情報の通知）の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを行うときは、その契約者回線に係る通信の料金明細内訳を、当社が別に定めるところにより、料金明細蓄積装置（通信の料金明細内訳情報を蓄積する装置をいいます。）に登録した電子データにより通知する取扱いを行います。</u>	11の3 料金等の一括請求 (1) 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合に限り、その総合デジタル通信サービスに係る料金等について、契約者が指定する他の総合デジタル通信サービス又は<u>当社の電気通信サービス等の契約に係る料金等</u>と一括して請求する取扱い（以下「料金等の一括請求」といいます。）を行います。 ア その請求のあった総合デジタル通信サービスの契約者が、料金等の一括請求を受ける回線群を構成する他の契約者回線又は<u>当社の電気通信サービスの契約者回線の契約者</u>と同一の者（相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者を含みます。）であるとき。 イ その請求のあった総合デジタル通信サービスの契約者が、総合デジタル通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。 ウ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。 (2) 当社は、料金等の一括請求を受けている総合デジタル通信サービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、(1)の各号のいずれかに該当しなくなったときは、この取扱いを廃止します。 <u>ただし、料金等の一括請求を受ける回線群を構成する他の契約者回線又は当社の電気通信サービス等の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っている場合は、この限りではありません。</u> 11の4 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い （略） 12 料金明細内訳書の送付等 (1) 当社は、当社が指定する総合デジタル通信サービス取扱所の取扱所交換設備に収容されている契約者回線に係る通信の料金明細内訳を記録している契約者回線について、契約者から請求があったときは、通信料金明細内訳書を送付します。 (2) （略） (3) （略） (4) 当社は、前3項の規定によるほか、その契約者回線に係る通信の料金明細内訳を、料金明細蓄積装置（通信の料金明細内訳情報を蓄積する装置をいいます。）に登録した電子データにより通知する取扱いを行います。<u>この場合の電子データの利用条件については、別記11の2（電子媒体による請求額情報の通知）に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いに準じます。</u>

新旧対照

旧	新
14の2 適格請求書の発行 (1) <u>当社は、契約者等から請求があったときは、その総合デジタル通信サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。</u> (2) <u>契約者等は、(1)の請求をし、その適格請求書の発行を受けたときは、料金表第4表第1の2（適格請求書の発行手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。</u> (3) <u>契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。</u> 15 支払証明書の発行 (1) （略） (2) （略） (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。	15 支払証明書の発行 (1) （略） (2) （略） (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。 (4) <u>当社は、前3項の規定によるほか、その契約者回線に係る支払証明書を、請求額情報蓄積装置に登録した電子データにより通知する取扱いを行います。この場合の電子データの利用条件については、別記11の2（電子媒体による請求額情報の通知）に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いに準じます。</u>

新旧対照

旧

新

料金表

通則（略）

第1表
～（略）

第3表

第4表 附帯サービスに関する料金

第1 料金明細内訳書の送付手数料

1 契約者回線について送付1回ごとに

料金明細内訳書の枚数	手数料の額
9枚まで	100円(税込価格 110円)
50枚まで	240円(税込価格 264円)
100枚まで	710円(税込価格 781円)
800枚まで	1,070円(税込価格 1,177円)

料金表

通則（略）

第1表
～（略）

第3表

第4表 附帯サービスに関する料金

第1 料金明細内訳書の発行に関する手数料

1 適用

区 分	内 容						
料金明細内訳書の発行に関する手数料の適用	ア 料金明細内訳書の発行に関する手数料は、発行の都度、次表に定める発行手数料及び送付手数料を合計して適用します。						
	<table><tr><th>区 分</th><th>発行手数料等の適用</th></tr><tr><td>(1) 発行手数料</td><td>料金明細内訳書の発行を要する場合に適用します。</td></tr><tr><td>(2) 送付手数料</td><td>料金明細内訳書を郵送する場合に適用します。</td></tr></table>	区 分	発行手数料等の適用	(1) 発行手数料	料金明細内訳書の発行を要する場合に適用します。	(2) 送付手数料	料金明細内訳書を郵送する場合に適用します。
	区 分	発行手数料等の適用					
(1) 発行手数料	料金明細内訳書の発行を要する場合に適用します。						
(2) 送付手数料	料金明細内訳書を郵送する場合に適用します。						
イ 料金明細内訳書には、国内通信に係るもの、国際通信に係るもの、フリーアクセス通信に係るもの及び当社が別に定める通信に係るものがあり、発行するそれぞれの通信の区別ごとに発行手数料を適用します。							

2 料金額

区 分	単 位	手数料の額
(1) 発行手数料	通信の区別ごとに	100円 (税込価格 110円)
(2) 送付手数料	送付1回ごとに	100円 (税込価格 110円)

新旧対照

旧	新
第1の2 適格請求書の発行手数料 1 請求ごとに 400円(税込価格 440円) (注) 適格請求書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料その他経費(実費)が必要な場合があります。	附 則(令和8年8月25日東経営第000200000919号) (実施期日) 1 この改正規定は、令和8年9月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについて、この改正規定実施後に契約者等から適格請求書の発行の請求があった場合の適格請求書の発行及び発行手数料の取扱いについては、なお従前のとおりとします。 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 4 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本改正を実施しないことがあります。その場合、当社はそのことを当社が別に定める方法によりお知らせします。

**L A N型通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧	新																
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。 <table border="1" data-bbox="206 306 1068 571"> <tr> <th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr> <tr> <td>1 ～ (略) 23</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>23の2 都道府県の区域</td><td>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域</td></tr> <tr> <td>24 消費税相当額</td><td>(略)</td></tr> </table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 23	(略)	23の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域	24 消費税相当額	(略)	(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。 <table border="1" data-bbox="1173 306 2036 571"> <tr> <th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr> <tr> <td>1 ～ (略) 23</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>23の2 都道府県の区域</td><td>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に定める都道府県の区域</td></tr> <tr> <td>24 消費税相当額</td><td>(略)</td></tr> </table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 23	(略)	23の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に定める都道府県の区域	24 消費税相当額	(略)
用 語	用 語 の 意 味																
1 ～ (略) 23	(略)																
23の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域																
24 消費税相当額	(略)																
用 語	用 語 の 意 味																
1 ～ (略) 23	(略)																
23の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に定める都道府県の区域																
24 消費税相当額	(略)																
(延滞利息) 第40条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、法定利率の割合（契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内（当社が別に定める場合は、支払期日の翌日から起算して15日以内とします。）に支払いがあった場合は、この限りではありません。 (注1) 本条に規定する年当たりの割合は、当社が別に定める場合に限り、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。 (注2) (略)	(延滞利息) 第40条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、法定利率の割合（契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内（当社が別に定める場合は、支払期日の翌日から起算して15日以内とします。）に支払いがあった場合は、この限りではありません。 (注1) 本条に規定する年当たりの割合は、当社が別に定める場合を除き、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。 (注2) (略)																
10の2 適格請求書の発行 (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、そのL A N型通信網サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。 <u>ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。</u> (2) (略) (3) (略)	10の2 適格請求書の発行 (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、そのL A N型通信網サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。 (2) (略) (3) (略)																

新旧対照

旧	新
	附 則（令和８年８月25日東経営第000200000919号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和８年９月１日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについて、この改正規定実施後に契約者等から適格請求書の発行の請求があった場合の適格請求書の発行及び発行手数料の取扱いについては、なお従前のとおりとします。 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 4 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本改正を実施しないことがあります。その場合、当社はそのことを当社が別に定める方法によりお知らせします。

I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
目次 第1章 ～ (略) 第14章 別記 1 ～ (略) 8 9 当社の維持責任 <u>9の2</u> 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であつた場合の取扱い 10 利用権に関する事項の証明 <u>10の2 適格請求書の発行</u> 11 支払証明書の発行 12 ～ (略) 21 料金表 通則 第1表 (略) 第2表 (略) 第3表 附帯サービスに関する料金等 第1 証明手数料 <u>第1の2 適格請求書の発行手数料</u> 第2 支払証明書の発行手数料 第3 ～ (略) 第5	目次 第1章 ～ (略) 第14章 別記 1 ～ (略) 8 9 当社の維持責任 <u>9の2 電子媒体による請求額情報の通知</u> <u>9の3 料金等の一括請求</u> <u>9の4</u> 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であつた場合の取扱い 10 利用権に関する事項の証明 11 支払証明書の発行 12 ～ (略) 21 料金表 通則 第1表 (略) 第2表 (略) 第3表 附帯サービスに関する料金等 第1 証明手数料 第2 支払証明書の発行手数料 第3 ～ (略) 第5

新旧対照

旧	新																
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使⽤します。 <table><tr><th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr><tr><td>1 ～ (略) 30</td><td>(略)</td></tr><tr><td>30の2 都道府県 の区域</td><td>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域</td></tr><tr><td>31 消費税相当額</td><td>(略)</td></tr></table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 30	(略)	30の2 都道府県 の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域	31 消費税相当額	(略)	(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使⽤します。 <table><tr><th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr><tr><td>1 ～ (略) 30</td><td>(略)</td></tr><tr><td>30の2 都道府県 の区域</td><td>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に定める都道府県の区域</td></tr><tr><td>31 消費税相当額</td><td>(略)</td></tr></table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 30	(略)	30の2 都道府県 の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に定める都道府県の区域	31 消費税相当額	(略)
用 語	用 語 の 意 味																
1 ～ (略) 30	(略)																
30の2 都道府県 の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域																
31 消費税相当額	(略)																
用 語	用 語 の 意 味																
1 ～ (略) 30	(略)																
30の2 都道府県 の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に定める都道府県の区域																
31 消費税相当額	(略)																
(利⽤停止) 第34条 当社は、I P通信網契約者又はローミング契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内に当社が定める期間（そのI P通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったI P通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのI P通信網サービスの利⽤を停止することがあります。 (1) (略) (2) I P通信網契約者又はローミング契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のI P通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第47条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。) (3) 第54条（利⽤に係るI P通信網契約者等の義務）の規定に違反したとき。 (4) 契約者回線等に、⾃営端末設備、⾃営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。	(利⽤停止) 第34条 当社は、I P通信網契約者又はローミング契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内に当社が定める期間（そのI P通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったI P通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのI P通信網サービスの利⽤を停止することがあります。 (1) (略) (2) I P通信網契約者又はローミング契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のI P通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第47条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。) (3) <u>契約者がそのI P通信網サービスに係る料金その他の債務について、当社が別に定める請求方法を利用している場合であって、同一の請求方法を選択した当社の他の電気通信サービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第47条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。)</u> (4) 第54条（利⽤に係るI P通信網契約者等の義務）の規定に違反したとき。 (5) 契約者回線等に、⾃営端末設備、⾃営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。																

新旧対照

旧	新
(5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）及び端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。 (6) メニュー５－４又はメニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係るＩＰ通信網サービスについて、利用回線となるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスに利用停止があったとき。 (7) 契約者回線を通じて、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条に違反する行為（当該契約者回線の契約者以外の者が行った行為を含みます。以下この号において「不正アクセス行為」といいます。）を行ったことが明らかとなった場合であって、当該契約者回線を通じて不正アクセス行為が継続又は反復されることにより、他のＩＰ通信網契約者又はローミング契約者の電気通信サービスの利用に著しい不利益をもたらすおそれがあるとき（そのことを防止する有効な手段が他に認められない場合に限ります。） (8) 前7号のほか、この約款の規定に反する行為であってＩＰ通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。 2 当社は、前項の規定によりＩＰ通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をＩＰ通信網契約者又はローミング契約者に通知します。ただし、メニュー５－４又はメニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係るＩＰ通信網サービスについては、この限りではありません。	(6) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）及び端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。 (7) メニュー５－４又はメニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係るＩＰ通信網サービスについて、利用回線となるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスに利用停止があったとき。 (8) 契約者回線を通じて、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条に違反する行為（当該契約者回線の契約者以外の者が行った行為を含みます。以下この号において「不正アクセス行為」といいます。）を行ったことが明らかとなった場合であって、当該契約者回線を通じて不正アクセス行為が継続又は反復されることにより、他のＩＰ通信網契約者又はローミング契約者の電気通信サービスの利用に著しい不利益をもたらすおそれがあるとき（そのことを防止する有効な手段が他に認められない場合に限ります。） (9) 前8号のほか、この約款の規定に反する行為であってＩＰ通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。 2 当社は、前項の規定によりＩＰ通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をＩＰ通信網契約者又はローミング契約者に通知します。 ただし、メニュー５－４又はメニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係るＩＰ通信網サービスについては、この限りではありません。 <u>(注) 本条第1項第3号に規定する当社が別に定める請求方法は、料金等の一括請求の取扱いとします。</u>
(料金の計算等) 第43条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。 <u>(注) 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記9の2に定めるところによります。</u>	(料金の計算等) 第43条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。 <u>(注1) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱いについては、別記9の2に定めるところによります。</u> <u>(注2) 料金等の一括請求の取扱いについては、別記9の3に定めるところによります。</u> <u>(注3) 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記9の4に定めるところによります。</u>

新旧対照

旧	新
(延滞利息) 第45条 I P通信網契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法定利率の割合（I P通信網契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。 <u>(注1) 第47条の2（債権の譲渡）の規定に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。</u> (注2) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。	(延滞利息) 第45条 I P通信網契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法定利率の割合（I P通信網契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。 <u>(注) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。</u>
別記 1 ～ (略) 9	別記 1 ～ (略) 9 9の2 電子媒体による請求額情報の通知 (1) <u>当社は、そのI P通信サービスの料金等の請求額情報（そのI P通信網契約者に係る料金等の請求額及びその内訳並びに支払証明をいいます。以下同じとします。）について、請求額情報蓄積装置（請求額情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより請求額情報等を通</u> <u>知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）します。</u> (2) <u>当社は、(1)に規定する請求額情報蓄積装置に、そのI P通信網契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報をI P通信網契約者に通知したものとみなします。</u> (3) <u>I P通信網契約者は、当社がI P通信網契約者に付与した契約者I D（I P通信網契約者を特定するために、当社が定める任意の英字及び数字等の組み合わせをいいます。）及びI P通信網契約者が設定したパスワードについて、善良な管理者の注意をもって保管していただきます。</u> (4) <u>請求額情報蓄積装置に登録された請求額情報を確認するために必要な、インターネット接続環境はI P通信網契約者が自ら用意し、その接続に必要な費用はI P通信網契約者に負担していただきます。</u>

新旧対照

旧	新
<u>9の2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い</u> (略) 10 利用権に関する事項の証明 (略) <u>10の2 適格請求書の発行</u> (1) 当社は、I P通信網契約者等から請求があったときは、そのI P通信網サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。 (2) I P通信網契約者等は、(1)の請求をし、その適格請求書の発行を受けたときは、料金表第3表第1の2（適格請求書の発行手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。 (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。	<u>9の3 料金等の一括請求</u> (1) 当社は、I P通信網契約者から請求があったときは、次の場合に限り、そのI P通信網サービスに係る料金等について、I P通信網契約者が指定する他のI P通信網サービス又は当社の電気通信サービス等の契約に係る料金等と一括して請求する取扱い（以下「料金等の一括請求」といいます。）を行います。 ア その請求のあったI P通信網契約者が、料金等の一括請求を受ける回線群を構成する他の契約者回線又は当社の電気通信サービスの契約者回線の契約者と同一の者（相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者を含みます。）であるとき。 イ その請求のあったI P通信網契約者が、I P通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。 ウ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。 (2) 当社は、料金等の一括請求を受けているI P通信網サービスについて、I P通信網契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、(1)の各号のいずれかに該当しなくなったときは、この取扱いを廃止します。 ただし、料金等の一括請求を受ける回線群を構成する他の契約者回線又は当社の電気通信サービス等の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っている場合は、この限りではありません。 <u>9の4 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い</u> (略) 10 利用権に関する事項の証明 (略)

新旧対照

旧	新												
11 支払証明書の発行 (1) (略) (2) (略) (3) I P通信網契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。	11 支払証明書の発行 (1) (略) (2) (略) (3) I P通信網契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。 (4) 当社は、前3項の規定によるほか、そのI P通信網サービスに係る支払証明書を、請求額情報蓄積装置に登録した電子データにより通知する取扱いを行います。この場合の電子データの利用条件については、別記9の2（電子媒体による請求額情報の通知）に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いに準じます。												
料金表 通則 （料金の計算方法等） 1 当社は、I P通信網契約者（臨時I P通信網契約に係るI P通信網契約者を除きます。以下1から4の規定において同じとします。）がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。 ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。 2 ～ (略) 11	料金表 通則 （料金の計算方法等） 1 当社は、I P通信網契約者（臨時I P通信網契約に係るI P通信網契約者を除きます。以下1から4の規定において同じとします。）がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月（1の暦月の初日から末日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。 ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。 2 ～ (略) 11												
第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） 第1類 I P通信網サービスに関する利用料金 第1 臨時I P通信網契約以外の契約に関するもの 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (略) (21)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(22) 請求書等の発行に関する料金の適用</td><td> ア (略) イ (略) (注1) (略) (注2) (略) (注3) 本欄に規定する請求書は、別記10の2（適格請求書の発行）に規定する適格請求書を含みません。 ウ (略) </td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (21)	(略)	(22) 請求書等の発行に関する料金の適用	ア (略) イ (略) (注1) (略) (注2) (略) (注3) 本欄に規定する請求書は、別記10の2（適格請求書の発行）に規定する適格請求書を含みません。 ウ (略)	第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） 第1類 I P通信網サービスに関する利用料金 第1 臨時I P通信網契約以外の契約に関するもの 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (略) (21)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(22) 請求書等の発行に関する料金の適用</td><td> ア (略) イ (略) (注1) (略) (注2) (略) ウ (略) </td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (21)	(略)	(22) 請求書等の発行に関する料金の適用	ア (略) イ (略) (注1) (略) (注2) (略) ウ (略)
区 分	内 容												
(1) ～ (略) (21)	(略)												
(22) 請求書等の発行に関する料金の適用	ア (略) イ (略) (注1) (略) (注2) (略) (注3) 本欄に規定する請求書は、別記10の2（適格請求書の発行）に規定する適格請求書を含みません。 ウ (略)												
区 分	内 容												
(1) ～ (略) (21)	(略)												
(22) 請求書等の発行に関する料金の適用	ア (略) イ (略) (注1) (略) (注2) (略) ウ (略)												

新旧対照

旧	新
2 料金額 (略)	2 料金額 (略)
第3表 附帯サービスに関する料金等	第3表 附帯サービスに関する料金等
第1 証明手数料	第1 証明手数料
1 契約ごとに 300円(税込価格 330円)	1 契約ごとに 300円(税込価格 330円)
第1の2 適格請求書の発行手数料	
1 請求ごとに 400円(税込価格 440円)	
<u>(注) 適格請求書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料その他経費(実費)が必要な場合があります。</u>	
	附 則 (令和8年8月25日東経営第000200000919号) (実施期日) 1 この改正規定は、令和8年9月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについて、この改正規定実施後に契約者等から適格請求書の発行の請求があった場合の適格請求書の発行及び発行手数料の取扱いについては、なお従前のとおりとします。 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 4 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本改正を実施しないことがあります。その場合、当社はそのことを当社が別に定める方法によりお知らせします。

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
目次	目次
第 1 章	第 1 章
～ (略)	～ (略)
第11章	第11章
別記	別記
1	1
～ (略)	～ (略)
5の6	5の6
6 当社の維持責任	6 当社の維持責任
	<u>6の2 電子媒体による請求額情報の通知</u>
	<u>6の3 料金等の一括請求</u>
<u>6の2</u> 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額 よりも過少であった場合の取扱い	<u>6の4</u> 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額 よりも過少であった場合の取扱い
7	7
～ (略)	～ (略)
8	8
<u>8の2 適格請求書の発行</u>	
9	9
～ (略)	～ (略)
17	17
料金表	料金表
通則	通則
第 1 表	第 1 表
～ (略)	～ (略)
第 3 表	第 3 表
第 4 表 附帯サービスに関する料金等	第 4 表 附帯サービスに関する料金等
第 1 (略)	第 1 (略)
<u>第 1 の 2 適格請求書の発行手数料</u>	
第 2 (略)	第 2 (略)

新旧対照

旧	新																
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使⽤します。 <table><tr><th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr><tr><td>1 ～ (略) 21</td><td>(略)</td></tr><tr><td>21の2 都道府県 の区域</td><td>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域</td></tr><tr><td>22 消費税相当額</td><td>(略)</td></tr></table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 21	(略)	21の2 都道府県 の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域	22 消費税相当額	(略)	(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使⽤します。 <table><tr><th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr><tr><td>1 ～ (略) 21</td><td>(略)</td></tr><tr><td>21の2 都道府県 の区域</td><td>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に定める都道府県の区域</td></tr><tr><td>22 消費税相当額</td><td>(略)</td></tr></table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 21	(略)	21の2 都道府県 の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に定める都道府県の区域	22 消費税相当額	(略)
用 語	用 語 の 意 味																
1 ～ (略) 21	(略)																
21の2 都道府県 の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域																
22 消費税相当額	(略)																
用 語	用 語 の 意 味																
1 ～ (略) 21	(略)																
21の2 都道府県 の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に定める都道府県の区域																
22 消費税相当額	(略)																
(利⽤停止) 第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その音声利⽤ I P通信網サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった音声利⽤ I P通信網サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その音声利⽤ I P通信網サービスの利⽤を停止することがあります。 (1) (略) (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の音声利⽤ I P通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第38条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。 (3) 接続契約者回線を第2種サービスの利⽤以外の⽤途に使用したと当社が認めたとき。 (4) 第45条（利⽤に係る契約者の義務）又は第47条（利⽤上の制限）の規定に違反したと当社が認めたとき。	(利⽤停止) 第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その音声利⽤ I P通信網サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった音声利⽤ I P通信網サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その音声利⽤ I P通信網サービスの利⽤を停止することがあります。 (1) (略) (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の音声利⽤ I P通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第38条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。 (3) 契約者がその音声利⽤ I P通信網サービスに係る料金その他の債務について、当社が別に定める請求⽅法を利⽤している場合であって、同一の請求⽅法を選択した当社の他の電気通信サービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第38条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。 (4) 接続契約者回線を第2種サービスの利⽤以外の⽤途に使用したと当社が認めたとき。 (5) 第45条（利⽤に係る契約者の義務）又は第47条（利⽤上の制限）の規定に違反したと当社が認めたとき。																

新旧対照

旧	新
(5) 前4号のほか、この約款の規定に反する行為であって音声利用 I P 通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。 2 当社は、前項の規定により音声利用 I P 通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。 ただし、本条第1項第4号により、音声利用 I P 通信網サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 3 (略) 4 (略) (注) 本条に規定するほか、当社は、利用回線に係る電気通信サービスに利用停止があったときは、その利用回線による音声利用 I P 通信網サービスの利用停止を行います。	(6) 前5号のほか、この約款の規定に反する行為であって音声利用 I P 通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。 2 当社は、前項の規定により音声利用 I P 通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。 ただし、本条第1項第5号により、音声利用 I P 通信網サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 3 (略) 4 (略) (注1) 本条に規定するほか、当社は、利用回線に係る電気通信サービスに利用停止があったときは、その利用回線による音声利用 I P 通信網サービスの利用停止を行います。 (注2) 本条第1項第3号に規定する当社が別に定める請求方法は、別記11の3に定める料金等の一括請求の取扱いとします。
(料金の計算等) 第36条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。 (注) 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記6の2に定めるところによります。	(料金の計算等) 第36条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。 (注1) 電子媒体による請求額情報通知の取扱いについては、別記6の2に定めるところによります。 (注2) 料金等の一括請求の取扱いについては、別記6の3に定めるところによります。 (注3) 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記6の4に定めるところによります。
(延滞利息) 第38条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、法定利率の割合（契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。 (注1) 第38条の2（債権の譲渡）に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。 (注2) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。	(延滞利息) 第38条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、法定利率の割合（契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。 (注) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

新旧対照

旧	新
(責任の制限) 第41条 当社は、音声利用 I P 通信網サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社又はその協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるとき又は接続契約者回線に係る電気通信サービスによるものであるときを除きます。）は、その音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。 2 前項の場合において、当社は、音声利用 I P 通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用IP通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。 (1) 料金表第 1 表第 1 類（基本料金）に規定する基本料金 (2) 料金表第 1 表第 2 類（通信料金）に規定する通信料金（音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（<u>1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。</u>以下同じとします。）の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通信料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。） 3 （略） 4 （略） (注 1)（略） (注 2)（略）	(責任の制限) 第41条 当社は、音声利用 I P 通信網サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社又はその協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるとき又は接続契約者回線に係る電気通信サービスによるものであるときを除きます。）は、その音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。 2 前項の場合において、当社は、音声利用 I P 通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用IP通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。 (1) 料金表第 1 表第 1 類（基本料金）に規定する基本料金 (2) 料金表第 1 表第 2 類（通信料金）に規定する通信料金（音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（<u>1 の暦月の初日から末日までの間をいいます。</u>以下同じとします。）の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通信料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。） 3 （略） 4 （略） (注 1)（略） (注 2)（略）
別記 1 ～ （略） 5の6 6 当社の維持責任 （略）	別記 1 ～ （略） 5の6 6 当社の維持責任 （略）

新旧対照

旧	新
6の2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い (略)	<u>6の2 電子媒体による請求額情報の通知</u> (1) 当社は、その音声利用IP通信サービスの料金等の請求額情報（その契約者に係る料金等の請求額及びその内訳並びに支払証明をいいます。以下同じとします。）について、請求額情報蓄積装置（請求額情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより請求額情報等を通 知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）を行います。 (2) 当社は、(1)に規定する請求額情報蓄積装置に、その契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。 (3) 契約者は、当社が契約者に付与した契約者ID（契約者を特定するために、当社が定める任意の英字及び数字等の組み合わせをいいます。）及び契約者が設定したパスワードについて、善良な管理者の注意をもって保管していただきます。 (4) 請求額情報蓄積装置に登録された請求額情報を確認するために必要な、インターネット接続環境は契約者が自ら用意し、その接続に必要な費用は契約者に負担していただきます。 <u>6の3 料金等の一括請求</u> (1) 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合に限り、その音声利用IP通信網サービスに係る料金等について、契約者が指定する他の音声利用IP通信網サービス又は当社の電気通信サービス等の契約に係る料金等と一括して請求する取扱い（以下「料金等の一括請求」といいます。）を行います。 ア その請求のあった契約者が、料金等の一括請求を受ける回線群を構成する他の接続契約者回線等又は当社の電気通信サービスの契約者回線等の契約者と同一の者（相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者を含みます。）であるとき。 イ その請求のあった契約者が、音声利用IP通信網サービスの料金又は工事に 関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。 ウ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。 (2) 当社は、料金等の一括請求を受けている音声利用IP通信網サービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、(1)の各号のいずれかに該当しなくなったときは、この取扱いを廃止します。 ただし、料金等の一括請求を受ける回線群を構成する他の接続契約者回線等又は当社の電気通信サービス等の料金又は工事に 関する費用の支払いを現に怠っている場合は、この限りではありません。 <u>6の4 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い</u> (略)

新旧対照

旧	新
7 料金明細内訳情報の提供 当社は、あらかじめ契約者から請求があったときは、料金明細内訳情報を、当社が別に定めるところにより、料金明細蓄積装置（料金明細内訳情報を蓄積する装置を言います。）に登録した電子データにより提供します。	7 料金明細内訳情報の提供 当社は、<u>通信の料金明細内訳を記録している第1種サービス、第2種サービス及び第4種サービスについて、契約者から請求があったときは、料金明細内訳情報を、料金明細蓄積装置（料金明細内訳情報を蓄積する装置をいいます。）に登録した電子データにより通知する取扱いを行います。この場合の電子データの利用条件については、別記6の2（電子媒体による請求額情報の通知）に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いに準じます。</u>
8の2 適格請求書の発行 (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、その音声利用IP通信網サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。 (2) 契約者等は、(1)の請求をし、その適格請求書の発行を受けたときは、料金表第4表第1の2（適格請求書の発行手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。 (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。 9 支払証明書の発行 (1) （略） (2) （略） (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。	9 支払証明書の発行 (1) （略） (2) （略） (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。 (4) 当社は、前3項の規定によるほか、その契約者回線に係る支払証明書を、請求額情報蓄積装置に登録した電子データにより通知する取扱いを行います。この場合の電子データの利用条件については、別記6の2（電子媒体による請求額情報の通知）に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いに準じます。

新旧対照

旧	新
料金表	料金表
通則（略）	通則（略）
第1表 ～（略）	第1表 ～（略）
第3表	第3表
第4表 附帯サービスに関する料金等	第4表 附帯サービスに関する料金等
第1（略）	第1（略）
第1の2 適格請求書の発行手数料	
1 請求ごとに 400円(税込価格 440円)	
(注) 適格請求書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料その他経費（実費）が必要な場合があります。	
第2（略）	第2（略）
	附 則（令和8年8月25日東経営第000200000919号） （実施期日）
	1 この改正規定は、令和8年9月1日から実施します。 （経過措置）
	2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについて、この改正規定実施後に契約者等から適格請求書の発行の請求があった場合の適格請求書の発行及び発行手数料の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
	3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
	4 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本改正を実施しないことがあります。その場合、当社はそのことを当社が別に定める方法によりお知らせします。

B i z ひかりクラウドサービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
目次	目次
第1章	第1章
～ (略)	～ (略)
第12章	第12章
別記	別記
1	1
～ (略)	～ (略)
3	3
4 当社の維持責任	4 当社の維持責任
	<u>4の2 電子媒体による請求額情報の通知</u>
	<u>4の3 料金等の一括請求</u>
<u>4の2</u> 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であ った場合の取扱い	<u>4の4</u> 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であ った場合の取扱い
<u>4の3</u> 利用権に関する事項の証明	<u>4の5</u> 利用権に関する事項の証明
<u>4の4</u> 適格請求書の発行	
5 支払証明書の発行	5 支払証明書の発行
6 (略)	6 (略)
7 (略)	7 (略)
料金表	料金表
通則	通則
第1表 (略)	第1表 (略)
第2表 (略)	第2表 (略)
第3表 附帯サービスに関する料金等	第3表 附帯サービスに関する料金等
第1 証明手数料	第1 証明手数料
<u>第1の2 適格請求書の発行手数料</u>	
第2 支払証明書の発行手数料	第2 支払証明書の発行手数料

新旧対照

旧	新
(利用停止) 第29条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのB i z ひかりクラウドサービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったB i z ひかりクラウドサービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのB i z ひかりクラウドサービスの利用を停止することがあります。 (1) (略) (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のB i z ひかりクラウドサービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第37条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。 (3) 第43条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。 (4) 前3号のほか、この約款の規定に反する行為であってB i z ひかりクラウドサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。 2 当社は、前項の規定によりB i z ひかりクラウドサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。	(利用停止) 第29条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのB i z ひかりクラウドサービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったB i z ひかりクラウドサービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのB i z ひかりクラウドサービスの利用を停止することがあります。 (1) (略) (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のB i z ひかりクラウドサービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第37条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。 (3) <u>メニュー2-2に係る契約者がそのB i z ひかりクラウドサービスに係る料金その他の債務について、当社が別に定める請求方法を利用している場合であって、同一の請求方法を選択した当社の他の電気通信サービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第37条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。</u> (4) 第43条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。 (5) <u>前4号のほか、この約款の規定に反する行為であってB i z ひかりクラウドサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。</u> 2 当社は、前項の規定によりB i z ひかりクラウドサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。 <u>(注) 本条第1項第3号に規定する当社が別に定める請求方法は、料金等の一括請求の取扱いとします。</u>
(料金の計算等) 第35条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。 <u>(注) 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記4の2に定めるところによります。</u>	(料金の計算等) 第35条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。 <u>(注1) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱いについては、別記4の2に定めるところによります。</u> <u>(注2) 料金等の一括請求の取扱いについては、別記4の3に定めるところによります。</u> <u>(注3) 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記4の4に定めるところによります。</u>

新旧対照

旧	新
(延滞利息) 第37条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法定利率の割合（契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。 <u>(注1) 第37条の2（債権の譲渡）の規定に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。</u> (注2) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。	(延滞利息) 第37条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法定利率の割合（契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。 (注) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。
別記 1 ～ (略) 4	別記 1 ～ (略) 4 <u>4の2 電子媒体による請求額情報の通知</u> (1) <u>当社は、そのBizひかりクラウドサービス（メニュー2-2のものに限ります。）の料金等の請求額情報（その契約者に係る料金等の請求額及びその内訳並びに支払証明をいいます。以下同じとします。）について、請求額情報蓄積装置（請求額情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより請求額情報等を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）します。</u> (2) <u>当社は、(1)に規定する請求額情報蓄積装置に、その契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。</u> (3) <u>契約者は、当社が契約者に付与した契約者ID（契約者を特定するために、当社が定める任意の英字及び数字等の組み合わせをいいます。）及び契約者が設定したパスワードについて、善良な管理者の注意をもって保管していただきます。</u> (4) <u>請求額情報蓄積装置に登録された請求額情報を確認するために必要な、インターネット接続環境は契約者が自ら用意し、その接続に必要な費用は契約者に負担していただきます。</u>

新旧対照

旧	新
<u>4の2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い</u> (略) <u>4の3 利用権に関する事項の証明</u> (略) <u>4の4 適格請求書の発行</u> (1) <u>当社は、契約者等から請求があったときは、そのBizひかりクラウドサービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。</u> (2) <u>IP通信網契約者等は、(1)の請求をし、その適格請求書の発行を受けたときは、料金表第3表第1の2(適格請求書の発行手数料)に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。</u> (3) <u>契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。</u>	<u>4の3 料金等の一括請求</u> (1) <u>当社は、契約者(メニュー2-2に係る第2種契約者に限ります。以下この別記4の3において同じとします。)から請求があったときは、次の場合に限り、そのBizひかりクラウドサービス(メニュー2-2のものに限ります。以下別記4の3において同じとします。)に係る料金等について、契約者が指定する他のBizひかりクラウドサービス又は当社の電気通信サービス等の契約に係る料金等と一括して請求する取扱い(以下「料金等の一括請求」といいます。)を行います。</u> <u>ア その請求のあった契約者が、料金等の一括請求を受ける回線群を構成する他の利用回線又は当社の電気通信サービスの契約者回線の契約者同一の者(相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者を含みます。)であるとき。</u> <u>イ その請求のあった契約者が、Bizひかりクラウドサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。</u> <u>ウ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。</u> (2) <u>当社は、料金等の一括請求を受けているBizひかりクラウドサービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、(1)の各号のいずれかに該当しなくなったときは、この取扱いを廃止します。</u> <u>ただし、料金等の一括請求を受ける回線群を構成する他の利用回線又は当社の電気通信サービス等の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っている場合は、この限りではありません。</u> <u>4の4 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い</u> (略) <u>4の5 利用権に関する事項の証明</u> (略)

新旧対照

旧	新						
5 支払証明書の発行 (1) (略) (2) (略) (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。	5 支払証明書の発行 (1) (略) (2) (略) (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。 (4) 当社は、前3項の規定によるほか、そのメニュー2－2に係る支払証明書を、請求額情報蓄積装置に登録した電子データにより通知する取扱いを行います。この場合の電子データの利用条件については、別記4の2（電子媒体による請求額情報の通知）に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いに準じます。						
料金表 通則 (料金の計算方法等) 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）に従って計算します。 2 ～ (略) 11 第1表 (略) 第2表 (略) 第3表 附帯サービスに関する料金等 第1 証明手数料 1 契約ごとに 300円(税込価格 330円) 第1の2 適格請求書の発行手数料 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>手数料の額</th></tr><tr><td>メニュー2－2に係るもの</td><td>1 請求ごとに</td><td>400円 (税込価格 440円)</td></tr></table> (注) 適格請求書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料（実費）が必要な場合があります。	区 分	単 位	手数料の額	メニュー2－2に係るもの	1 請求ごとに	400円 (税込価格 440円)	料金表 通則 (料金の計算方法等) 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月（1の暦月の初日から末日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。 2 ～ (略) 11 第1表 (略) 第2表 (略) 第3表 附帯サービスに関する料金等 第1 証明手数料 1 契約ごとに 300円(税込価格 330円)
区 分	単 位	手数料の額					
メニュー2－2に係るもの	1 請求ごとに	400円 (税込価格 440円)					

新旧対照

旧	新
	附 則（令和８年８月25日東経営第000200000919号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和８年９月１日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについて、この改正規定実施後に契約者等から適格請求書の発行の請求があった場合の適格請求書の発行及び発行手数料の取扱いについては、なお従前のとおりとします。 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 4 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本改正を実施しないことがあります。その場合、当社はそのことを当社が別に定める方法によりお知らせします。

特定地域向け音声利用 IP 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
目次	目次
第 1 章	第 1 章
～ (略)	～ (略)
第12章	第12章
別記	別記
1	1
～ (略)	～ (略)
10	10
11 当社の維持責任	11 当社の維持責任
	<u>11の2 電子媒体による請求額情報の通知</u>
	<u>11の3 料金等の一括請求</u>
<u>11の2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過少であった場合の取扱い</u>	<u>11の4 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過少であった場合の取扱い</u>
12	12
～ (略)	～ (略)
14	14
<u>14の2 適格請求書の発行</u>	
15	15
～ (略)	～ (略)
23	23
料金表	料金表
通則	通則
第 1 表	第 1 表
～ (略)	～ (略)
第 3 表	第 3 表
第 4 表 附帯サービスに関する料金等	第 4 表 附帯サービスに関する料金等
	<u>第 1 証明手数料</u>
	<u>第 2 支払証明書の発行手数料</u>

新旧対照

旧	新																
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使⽤します。 <table><tr><th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr><tr><td>1 ～ (略) 25</td><td>(略)</td></tr><tr><td>25の2 都道府県 の区域</td><td>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域</td></tr><tr><td>26 消費税相当額</td><td>(略)</td></tr></table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 25	(略)	25の2 都道府県 の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域	26 消費税相当額	(略)	(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使⽤します。 <table><tr><th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr><tr><td>1 ～ (略) 25</td><td>(略)</td></tr><tr><td>25の2 都道府県 の区域</td><td>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に定める都道府県の区域</td></tr><tr><td>26 消費税相当額</td><td>(略)</td></tr></table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 25	(略)	25の2 都道府県 の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に定める都道府県の区域	26 消費税相当額	(略)
用 語	用 語 の 意 味																
1 ～ (略) 25	(略)																
25の2 都道府県 の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域																
26 消費税相当額	(略)																
用 語	用 語 の 意 味																
1 ～ (略) 25	(略)																
25の2 都道府県 の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に定める都道府県の区域																
26 消費税相当額	(略)																
(利⽤停止) 第26条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内に当社が定める期間（その特定地域向け音声利⽤ I P通信網サービス（災害時⽤公衆電話を除きます。以下同じとします。）に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった特定地域向け音声利⽤ I P通信網サービスに係る料金、⼯事に關する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その特定地域向け音声利⽤ I P通信網サービスの利⽤を停止することがあります。 (1) (略) (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の特定地域向け音声利⽤ I P通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第43条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。	(利⽤停止) 第26条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内に当社が定める期間（その特定地域向け音声利⽤ I P通信網サービス（災害時⽤公衆電話を除きます。以下同じとします。）に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった特定地域向け音声利⽤ I P通信網サービスに係る料金、⼯事に關する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その特定地域向け音声利⽤ I P通信網サービスの利⽤を停止することがあります。 (1) (略) (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の特定地域向け音声利⽤ I P通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第43条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。 (3) <u>契約者がその特定地域向け音声利⽤ I P通信網サービスに係る料金その他の債務について、当社が別に定める請求⽅法を利⽤している場合であって、同一の請求⽅法を選択した当社の他の電気通信サービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第43条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。</u>																

新旧対照

旧	新
(3) 第51条（利用に係る契約者の義務）又は第54条（利用上の制限）の規定に違反したと当社が認めたとき。 (4) 前3号のほか、この約款の規定に反する行為であって特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。 2 当社は、前項の規定により特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。 ただし、本条第1項第3号により、特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 3 (略) 4 (略)	(4) 第51条（利用に係る契約者の義務）又は第54条（利用上の制限）の規定に違反したと当社が認めたとき。 (5) 前4号のほか、この約款の規定に反する行為であって特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。 2 当社は、前項の規定により特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。 ただし、本条第1項第4号により、特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 3 (略) 4 (略) <u>(注) 本条第1項第3号に規定する当社が別に定める請求方法は、別記11の3に定める料金等の一括請求の取扱いとします。</u>
(料金の計算等) 第40条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。 <u>(注) 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記11の2に定めるところによります。</u>	(料金の計算等) 第40条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。 <u>(注1) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱いについては、別記11の2に定めるところによります。</u> <u>(注2) 料金等の一括請求の取扱いについては、別記11の3に定めるところによります。</u> <u>(注3) 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記11の4に定めるところによります。</u>
(延滞利息) 第42条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、法定利率の割合（契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。 <u>(注1) 第43条（債権の譲渡）の規定に基づき当社がその料金その他の債務に係る債権を譲渡しないこととした場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。</u> <u>(注2) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。</u>	(延滞利息) 第42条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、法定利率の割合（契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。 <u>(注) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。</u>

新旧対照

旧	新
(責任の制限) 第47条 当社は、特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社又はその協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、その特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。 2 前項の場合において、当社は、特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。生じた損害とみなし、その額に限って賠償します。 (1) 料金表第 1 表第 1 類（基本料金）に規定する基本料金 (2) 料金表第 1 表第 2 類（通信料金）に規定する通話料金（特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（<u>1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。</u>以下同じとします。）の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通信料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。） 3 (略) 4 (略) (注 1) (略) (注 2) (略)	(責任の制限) 第47条 当社は、特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社又はその協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、その特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。 2 前項の場合において、当社は、特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。生じた損害とみなし、その額に限って賠償します。 (1) 料金表第 1 表第 1 類（基本料金）に規定する基本料金 (2) 料金表第 1 表第 2 類（通信料金）に規定する通話料金（特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（<u>1 の暦月の初日から末日までの間をいいます。</u>以下同じとします。）の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通信料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。） 3 (略) 4 (略) (注 1) (略) (注 2) (略)
別記 1 ～ (略) 10の2 11 当社の維持責任 (略)	別記 1 ～ (略) 10の2 11 当社の維持責任 (略)

新旧対照

旧	新
	11の2 電子媒体による請求額情報の通知 (1) 当社は、その特定地域向け音声利用IP通信サービスの料金等の請求額情報（その契約者に係る料金等の請求額及びその内訳並びに支払証明をいいます。以下同じとします。）について、請求額情報蓄積装置（請求額情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより請求額情報等を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）を行います。 (2) 当社は、(1)に規定する請求額情報蓄積装置に、その契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。 (3) 契約者は、当社が契約者に付与した契約者ID（契約者を特定するために、当社が定める任意の英字及び数字等の組み合わせをいいます。）及び契約者が設定したパスワードについて、善良な管理者の注意をもって保管していただきます。 (4) 請求額情報蓄積装置に登録された請求額情報を確認するために必要な、インターネット接続環境は契約者が自ら用意し、その接続に必要な費用は契約者に負担していただきます。 11の3 料金等の一括請求 (1) 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合に限り、その特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る料金等について、契約者が指定する他の特定地域向け音声利用IP通信網サービス又は当社の電気通信サービス等の契約に係る料金等と一括して請求する取扱い（以下「料金等の一括請求」といいます。）を行います。 ア その請求のあった契約者が、料金等の一括請求を受ける回線群を構成する他の契約者回線又は当社の電気通信サービスの契約者回線の契約者と同一の者（相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者を含みます。）であるとき。 イ その請求のあった契約者が、特定地域向け音声利用IP通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。 ウ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。 (2) 当社は、料金等の一括請求を受けている特定地域向け音声利用IP通信網サービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、(1)の各号のいずれかに該当しなくなったときは、この取扱いを廃止します。 ただし、料金等の一括請求を受ける回線群を構成する他の契約者回線又は当社の電気通信サービス等の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っている場合は、この限りではありません。

新旧対照

旧	新
11の2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い (略) 12 料金明細内訳情報の提供 当社は、<u>あらかじめ契約者から請求があったときは、料金明細内訳情報を、当社が別に定めるところにより、料金明細蓄積装置（料金明細内訳情報を蓄積する装置を言います。）に登録した電子データにより提供します。</u> 13 (略) 14 (略) 14の2 適格請求書の発行 (1) <u>当社は、契約者等から請求があったときは、その特定地域向け音声利用IP通信網サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。</u> (2) <u>契約者等は、(1)の請求をし、その適格請求書の発行を受けたときは、料金表第4表第1の2（適格請求書の発行手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。</u> (3) <u>契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。</u> 15 支払証明書の発行 (1) (略) (2) (略) (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。	11の4 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い (略) 12 料金明細内訳情報の提供 当社は、<u>通信の料金明細内訳を記録している光回線電話又はワイヤレス固定電話について、契約者から請求があったときは、料金明細内訳情報を、料金明細蓄積装置（料金明細内訳情報を蓄積する装置を言います。）に登録した電子データにより通知する取扱いを行います。この場合の電子データの利用条件については、別記11の2（電子媒体による請求額情報の通知）に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いに準じます。</u> 13 (略) 14 (略) 15 支払証明書の発行 (1) (略) (2) (略) (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。 (4) <u>当社は、前3項の規定によるほか、その契約者回線に係る支払証明書を、請求額情報蓄積装置に登録した電子データにより通知する取扱いを行います。この場合の電子データの利用条件については、別記11の2（電子媒体による請求額情報の通知）に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いに準じます。</u>

新旧対照

旧	新
料金表	料金表
通則（略）	通則（略）
第1表 ～（略）	第1表 ～（略）
第3表	第3表
第4表 附帯サービスに関する料金等	第4表 附帯サービスに関する料金等
第1 証明手数料 1 契約ごとに 300円(税込価格 330円)	第1 証明手数料 1 契約ごとに 300円(税込価格 330円)
第1の2 適格請求書の発行手数料 1 請求ごとに 400円(税込価格 440円)	
(注) 適格請求書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料その他経費（実費）が必要な場合があります。	
第2 支払証明書の発行手数料 (略)	第2 支払証明書の発行手数料 (略)
	附 則（令和8年8月25日東経営第000200000919号） (実施期日)
	1 この改正規定は、令和8年9月1日から実施します。 (経過措置)
	2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについて、この改正規定実施後に契約者等から適格請求書の発行の請求があった場合の適格請求書の発行及び発行手数料の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
	3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
	4 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本改正を実施しないことがあります。その場合、当社はそのことを当社が別に定める方法によりお知らせします。

Multi Interconnect 契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
7 適格請求書の発行 (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、その本サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。 ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。 (2) (略) (3) (略)	7 適格請求書の発行 (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、その本サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。 (2) (略) (2) (略)
	附 則（令和8年8月25日東経営第000200000919号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和8年9月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについて、この改正規定実施後に契約者等から適格請求書の発行の請求があった場合の適格請求書の発行及び発行手数料の取扱いについては、なお従前のとおりとします。 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 4 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本改正を実施しないことがあります。その場合、当社はそのことを当社が別に定める方法によりお知らせします。